

平成 17 年 11 月 11 日  
企業会計基準委員会

## 四半期会計基準の検討状況

### 1. 検討方法

四半期会計基準専門委員会を平成 17 年 7 月に設置して検討（現在までに 8 回開催）。

同専門委員会では、四半期財務諸表の作成基準（仮称）と適用指針を検討中であり、12 月下旬に「論点整理」を公表予定。

### 2. 検討にあたっての前提

6 月 28 日に公表された金融審議会第 1 部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書の「四半期開示のあり方」の提言を踏まえて検討。

⇒ 「四半期開示を証券取引法の制度として位置付けていくにあたっては、次の要件（省略）が満たされることを前提に、半期報告書制度を廃止して四半期報告書制度に統一する。」という点を踏まえ、中間財務諸表が第 2 四半期の四半期財務諸表に置き換わり、四半期財務諸表に統一されるという前提で検討。

### 3. 現時点までの専門委員会での議論のポイント

#### ① 四半期財務諸表の性格【資料 3：1～4 頁】

「実績主義」を基本とするが、経済的実態をより適切に表すものについては、「四半期特有の会計処理」として認める方向でどうか。

（検討項目：原価差異の繰延処理、後入先出法の売上原価修正）

#### ② 四半期財務諸表の構成【6～7 頁】

金融審議会の報告書で示された（連結）損益計算書、（連結）貸借対照表、（連結）キャッシュ・フロー計算書でよいか。株主資本等の変動に関する情報について、株主資本等変動計算書（ASBJ で公開草案公表）も含めるのか、または、株主資本等に重要な変動があった場合にその内容を注記情報として開示を求めるかどうか。

#### ③ 開示の迅速性（公認会計士のレビュー付で 45 日以内での開示を前提）の観点から、どのような点に簡便的な処理が認められるべきか。【34 頁以降】

—中間財務諸表の作成よりも簡便的な処理を検討している項目例—

- ・ 一般債権・貸倒懸念債権の貸倒見積高【34, 35 頁】
- ・ 棚卸資産に関する低価法採用会社における評価損の算定方法【40 頁】
- ・ 固定資産の減価償却費の算定（合理的な予算制度の利用）【45 頁】
- ・ 連結財務諸表作成における未実現利益の消去方法【62, 63 頁】

④ 季節変動性の開示【21 頁】

注記情報として定性的な説明を行うとともに、四半期財務諸表では前年同期比較を記載する方向でどうか。

⑤ 注記情報開示の基本的スタンス【12 頁】

「財務諸表利用者は当該企業の直前の年次財務諸表や四半期財務諸表入手できるという前提に立ち、直前の年度財務諸表等の注記項目で変動していないものや重要な変動がないものは、一部の項目を除き、記載を省略できることとし、企業の財政状態や経営成績を理解する上で重要な事項に限定して開示を行う。」という方向でどうか。

\* 省略できないものとしては、「継続企業の前提に疑義がある場合」の注記を含む。

⑥ セグメント情報【18~20 頁】

中間財務諸表と同様、事業の種類別セグメント情報、地域別セグメント情報、海外売上高を開示する方向でどうか。また、セグメント別資産情報については、直前事業年度末のセグメント別資産金額に重要な変動があった場合にその事実の開示を求めるかどうか。

⑦ 意見の分かれている主な論点

<四半期財務諸表の構成等>

- ・ 株主資本等変動計算書の取扱い【6, 7 頁】
- ・ 損益計算書の開示方法（累計情報に加え、3カ月情報の取扱い）  
⇒ 注記情報としての「1株当たり利益」や「セグメント情報」の開示、（主要な経営指標等の推移）にも関係 【10, 11, 18, 24 頁】

<会計処理・表示>

- 原価差異の繰延処理の取扱い（強制適用か任意適用）【29～33 頁】
- 退職給付引当金（数理計算上の差異、過去勤務債務）【50, 51 頁】
- （棚卸資産での総平均法）【42 頁】
- （在外子会社等の為替換算）【58, 59 頁】
- （キャッシュ・フロー計算書の表示方法）【61 頁】

<注記情報>

- 会計方針を第 2 四半期以降に変更した場合の取扱い（遡及修正の必要性）  
【13, 14 頁、資料 2】  
＊ 商法との関係（年度財務諸表上での対応）を踏まえ、過年度まで遡及しないことを前提とする。
- 当該四半期前に発生した重要な誤謬を発見した場合の取扱い（遡及修正の必要性）【15, 16 頁、資料 2】
- リース資産及び有価証券の注記【23 頁】

<企業結合・事業分離>

- 持分プーリング法を適用した場合、企業結合日の属する事業年度の期首に企業結合が行われたとみなした連結財務諸表の作成が求められている関係で、企業結合日前に開示している四半期財務諸表の取扱い（遡及修正の必要性）  
【67, 68 頁】
- 企業結合・事業分離の注記情報（パーチェス法を適用した場合での「企業結合が期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額」等）【68～70 頁】

以 上